

3 事故発生時の対応

(1) 救急・連絡体制の整備

万が一、学校の管理下において事故が発生した場合には、児童生徒の生命を守り、負傷を最小限に抑えるため、速やかに適切な応急手当が行われなければならない。応急手当が適切に行われるためには、学校の連絡・通報体制が確立されている必要があり、どのようなときに、どのような対応をするかについて、平素から全教職員に周知され、共通理解が図られていることが大切である。

ア 校内での救急体制

校内で事故が発生し、児童生徒が負傷した場合、その場に居合わせた教職員は、直ちに他の教職員の応援を求めるとともに、速やかに応急手当を行うことが原則であり、状況によっては救急車を要請する必要がある。

また、事故発生後には、すべての教職員によって事故の原因等について分析を行い、安全管理・安全指導の在り方についての再検討するとともに、不十分な点については改善を図るなど、同じような事故の再発防止に努めることが重要である。

イ 旅行（遠足）・集団宿泊的行事における救急体制

旅行（遠足）・集団宿泊的行事を実施する際には、引率教員の中から救護担当者を決め、緊急事態が発生した場合に適切な措置がとれる体制を事前に確立するとともに、交通情報や連絡方法、救急病院の有無などについて詳しく調査し、準備しておくことが重要である。特に、修学旅行においては、専門的な応急手当ができる者を同行させるなど、救急体制を整備しておく必要がある。

万一、事故が発生した場合には、参加児童生徒の人員を点検するとともに、生徒に動揺を与えないよう、冷静に対応することが重要である。また、引率責任者は、学校へ事故の状況を報告するとともに、学校から保護者や教育委員会等に対する連絡や報告を行う。事故の状況によっては、旅行や集団宿泊の継続の可否、日程の一部変更等について速やかに判断し、適切な措置を講じる必要がある。

(2) 事故が発生した場合の対応

ア 傷病者の発見と通報

- ① 発見者は、直ちに付近にいる教職員（又は児童生徒）に通報するとともに、必要に応じて適切な応急手当を行う。
- ② 通報を受けた教職員（又は児童生徒）は、直ちに管理職、学級担任及び養護教諭に通報するとともに、事故現場に急行する。
- ③ 養護教諭は事故現場に急行し、応急手当を行うとともに、医療機関への搬送や救急車の要請等について速やかに判断する。

イ 救急車の要請と医療機関との連携

- ① 救急車が必要な場合は、定められた連絡体制（管理職）により、速やかに要請する。

【救急車の要請】

119番「救急車をお願いします」

- ① 学校名、住所、電話番号、連絡者の氏名
- ② 現場の位置と目標、道順など
- ③ 事故の状況と人数、年齢、性別
- ④ 現在の状態（意識の有無、呼吸の有無など）と処置の状況について
- ⑤ 当面の応急手当について指示を仰ぐ
- ⑥ 待っている場所（グラウンド、教室、保健室など）

※必要に応じて、学校の入口付近でサイレンを止めてもらう。

- ② 必要に応じて学校医や医療機関に連絡し、指示を仰ぐ。

ウ 保護者への連絡

- ① あらかじめ明確にしてある連絡体制（管理職又は担任）により、迅速かつ確実に保護者へ連絡する。
- ② 無用な不安を与えないように配慮する。
- ③ 搬送先の決定については、保護者に相談することが望ましい。

役職別対応例

【管理職】

- ① 搬送方法の判断と指示（必要に応じて学校医（医療機関）に連絡し、指示を仰ぐ）
- ② 教職員への指示、連絡、指導（救急車の要請、保護者への連絡、児童生徒の指導等）
- ③ 総合的な対策、対応の判断と指示（教育委員会への連絡・警察への連絡）
- ④ 報道関係、地域住民、保護者への対応
- ⑤ 記録の整理
- ⑥ 事故報告書、その他の書類作成

【養護教諭】

- ① 児童生徒の状態の観察（本人、周囲から事情を聞く、呼吸、脈拍、けがの程度、移動の適否等）
- ② 応急手当の判断と実施、救急車の要請の判断
- ③ 校長、担任への連絡（事故発生からの観察、応急手当、受診治療方針、予後等の報告）
- ④ 記録の整理

【学級担任・教職員】

- ① 救急車等医療機関への搬送の手配（管理職に連絡し、指示を仰ぐ）
- ② 保護者への連絡（管理職に連絡し、指示を仰ぐ）
- ③ 事故発生の原因、周囲の状況調査
- ④ 事故発生後の他の児童生徒の管理、指導
- ⑤ 必要に応じての医療機関での付き添い
- ⑥ 必要に応じての家庭訪問
- ⑦ 記録の整理
- ⑧ 事後処置、事後報告書、災害報告書の作成

(3) 応急手当

学校での事故により児童生徒が負傷した場合においても、適切な応急手当により児童生徒の命を守り、けがや病気の悪化を防ぐことができる。けがや病気の中でも最も重篤で緊急を要するものは、心臓や呼吸が止まってしまった場合であり、そのような場合にはすぐに救急車を要請するとともに、救急車が到着するまでの間に、救命処置、つまり心肺蘇生法を行うことが重要である。そのためには、各学校において、AEDの使用方

法を含む心肺蘇生法実技講習会を実施するなど、教職員の事故への対応能力の向上を図り、すべての教職員が児童生徒の負傷の程度に応じて、的確な判断の下に応急手当を行うことができる体制を確立しておくことが大切である。

ア 応急手当の実施

① 傷病者の状態の確認

- 意識があるか
- 呼吸があるか
- 脈があるか
- 出血があるか

② 応急手当の主な内容（医師以外が行う応急手当）

○ 意識、呼吸、循環の障害に対する処置（心肺蘇生法、AEDの使用）

- ・ 気道確保：片手を額にあて、もう一方の手の人差し指と中指の2本をあご先にあて、あごを引き上げながら頭を後ろに反らせて気道を確保する。
- ・ 呼吸の確認：気道を確保したまま、顔を傷病者の胸の方に向けて頬を口と鼻に近付け、呼吸音や吐く息、胸や腹部の動きを10秒以内で確認する。
- ・ 人工呼吸（口対口人工呼吸）：呼吸がなければ、人工呼吸を開始する。
- ・ 胸骨圧迫（心臓マッサージ）：2回の人工呼吸後、直ちに胸骨圧迫を開始する。
- ・ 胸骨圧迫と人工呼吸の組合せ：胸骨圧迫30回と人工呼吸2回の組合せ（30：2サイクル）を、救急隊に引き継ぐまで続ける。
- ・ AEDの使用：心肺蘇生を一時中断し、AEDを使用する。除細動（電気ショック）後、心肺蘇生法（胸骨圧迫30回、人工呼吸2回）を再開する。

○ 外出血の止血に関する処置

- ・ 直接圧迫による止血：傷口に清潔なガーゼや布をあて、手でしっかり押さえたり、包帯を少し強めに巻いたりして、圧迫して止血する。
- ・ 間接圧迫による止血：直接圧迫で止まらない場合は、直接圧迫をしたまま、心臓に近い止血点を手や指で圧迫して止血する。また、直接圧迫止血を行えない場合には間接圧迫止血を行う。

○ 創傷に対する処置

- ・ 傷口に、ガーゼ等をあてて被覆する。
- ・ 手足の傷では、患部はできるだけ高い位置におく。

○ 骨折に対する処置

- ・ 全身及び骨折部を安静にする。
- ・ 副子（添え木）をあて、動かないようにする。
- ・ 副子がないときは、腕なら三角巾などで吊って、足なら健康な足に固定する。
- ・ 傷があるときは、傷口は洗わず、清潔な布やガーゼをあてる。突き出ている骨は押し込まないようにする。

※【RICE法】

打撲・ねんざ・脱臼・骨折などの応急手当の基本はRICE法である。けがをした部位を保護し、二次的損傷を防いだり、痛みを和らげることに役立つ。

Rest→安静にする。Icing→冷やす。Compression→圧迫・固定する。Elevation→高く上げる。

熱中症を予防するために

【熱中症予防の原則】

- 環境条件に応じた運動をする

学校の管理下における熱中症の死亡事故は、ほとんどが体育・スポーツ活動によるものです。暑い季節の運動は、なるべく涼しい時間帯に行い、運動が長時間にわたる場合には、こまめに休憩をとるようにしましょう。

休憩の目安→30分程度に1回

- こまめに水分を補給する

暑いと汗をたくさんかくので、水分を補給しないと脱水状態となり、体温調節や運動能力が低下します。暑いときは、一人一人の状態に応じて、こまめに水分を補給させましょう。また、汗には塩分も含まれているので、0.2%程度の食塩水を補給するのが効果的で、市販のスポーツドリンク（多くは、塩分濃度0.1～0.2%）を利用するのもよいでしょう。

水分補給の目安→汗をかいて失われた分(体重減少分)

- 暑さに慣らす

熱中症の事故は、急に暑くなり、体が暑さに慣れていないときに多く発生する傾向があります。また、試験休みや病気の後などしばらく運動をしなかったときや合宿の初日などには、急に激しい運動をすると熱中症が発生することがあるので、注意が必要です。

暑さに慣れるまでは→短時間で軽めの運動から

- できるだけ薄着にし、直射日光は帽子で避ける

暑いときには、軽装にするとともに、屋外で直射日光に当たる場合は、帽子を着用し、暑さを防ぐ必要があります。防具をつけるスポーツ（剣道、アメリカンフットボールなど）では、休憩中に防具や衣服を緩め、できるだけ熱を逃がしましょう。

暑さを防ぐ服装→吸湿性や通気性のよいものなど、素材選びも大切

- 肥満など暑さに弱い人には特に注意する

暑さへの耐性は個人差が大きいことを認識する必要があります。肥満傾向の人、体力の低い人、暑さに慣れていない人、熱中症を起こしたことがある人などは暑さに弱いので、配慮が必要です。

個人差を考慮→暑さに対する耐性の違いを理解することが重要

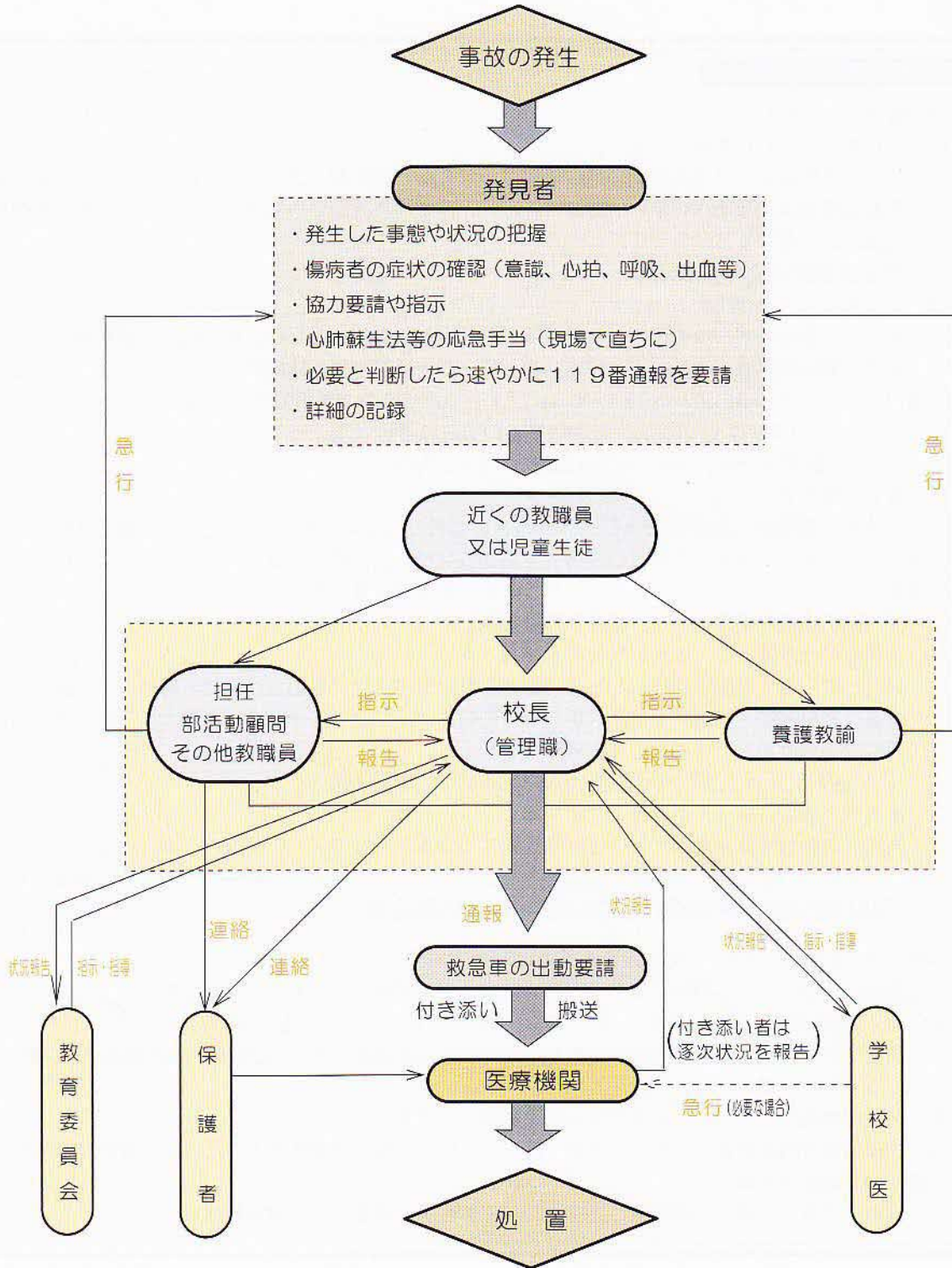
【学校における熱中症予防のための指導のポイント】

- ① 直射日光の下で、長時間にわたる運動やスポーツ、作業をさせることは避ける。
- ② 屋外で運動やスポーツ、作業を行うときは、帽子をかぶらせ、できるだけ薄着をさせる。
- ③ 屋内外にかかわらず、長時間の練習や作業の際は、こまめに水分（0.2%食塩水あるいはスポーツドリンク等）を補給し適宜休憩を入れる。
- ④ 常に健康観察を行い、児童生徒等の健康管理に留意する。
- ⑤ 児童生徒等の運動技能や体力の実態、疲労の状態等を常に把握するように努め、異状がみられたら、速やかに必要な措置をとる。
- ⑥ 児童生徒等が心身に不調を感じたら申し出て休むよう習慣付け、無理をさせない。

【緊急事態発生時の対処及び救急連絡体制の例】

【ポイント】

- 1 児童生徒の安全確保、生命維持最優先
- 2 冷静で的確な判断と指示
- 3 適切な対処と迅速・正確な連絡、通報



○救命処置の流れ（心肺蘇生法とAEDの使用）

